浴風会松風園運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浴風会の運営する軽費老人ホーム浴風会松風園(以下「松風園」という。)の運営及び管理について必要な事項を定め、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づく「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」(令和3年東京都条例第23号。以下「設備運営基準」という。)を遵守し、業務の適正且つ円滑な執行を期するとともに、利用者の生活の安定と生活の充実並びに利用者の自立と社会活動への参加の促進を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 松風園は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方を入居させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とする。
- 2 松風園は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその方の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。
- 3 松風園は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、区市町村、高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 松風園は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第2章 職員及び職務

(職員)

第3条 松風園は、「設備運営基準」に示された所定の職員を含み下記のように配置する ものとする。

(1)	園長	1名
(2)	主任生活相談員	1名
(3)	生活相談員	1 名以上
(4)	主任介護職員 (ケアリーダー)	1名
(5)	介護職員 (ケアワーカー)	9名以上
(6)	看護師	2名以上
(7)	栄養士	1 名

(8) 事務員

2名以上

(9) 医師

1名

(10) 調理師(業務委託)

適当数

- 2 前項に規定する職員は「職員配置の基準」に定められた人員に常勤換算方法による算定で、実情に応じた人員にすることができる。
- 3 前項のほか必要に応じその他の職員を置くことができる。
- 4 医師は、浴風会病院に業務委託することができる。

(職務)

- 第4条 職員は、松風園の設置目的を達成するため必要な職務を行い、利用者の人権を尊重し人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形成への自己啓発に努めなければならない。また、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。
 - (1) 園長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するとともに、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。なお、園長に事故あるときは、あらかじめ園長が定めた職員が園長の職務を代行する
 - (2) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する
 - (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、助言、支援等の業務に従事するほか次に 掲げる業務を行う
 - ①利用者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する居宅介護支援又は介護予防支援の事業者との密接な連携、ならびに居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者との連携
 - ②苦情への対応及び事故発生時の対応に関する記録
 - (4) 医師は、利用者の健診、健康管理及び保健衛生指導に従事する
 - (5) 看護師は、医師の診療の補助及び利用者の看護並びに健康管理に従事する
 - (6) ケアワーカーは、利用者の日常生活の介護、相談及び援助に従事する
 - (7) 栄養士は、献立作成、栄養量計算、食事に関する調査、研究、栄養相談等利用者の食事に関する業務に従事する。また、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、給食委託業者及び調理業務従事者の指導業務を行う

第3章 利用定員

(利用者の定員)

第5条 松風園の利用者定員は、200名とする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第4章 利用者の資格及び利用料

(利用者の資格)

- 第6条 松風園は、次の各号のすべてに該当する方に限り利用することができる。
 - (1) 年齢が 60 歳以上である方。ただし、配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に利用させることが必要と認められる者については、この限りではない
 - (2) 身体機能の低下等が認められる方、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方であって日常生活が独立して維持できる方
 - (3) 家族による援助を受けることが困難な方
 - (4) 伝染性疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能な方
 - (5) 生活費をまかなうことができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な方
 - (6) 保証人が得られる方。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められる 場合は、この限りではない
- 2 前項第6号ただし書きに該当する方は、次の各号に関する松風園所定の覚書を提出するものとする。
 - (1) 利用料等の支払に必要な事項
 - (2) 医療機関の受診に関する事項
 - (3) 東京都あんしん入居制度の加入に関する事項
 - (4) その他必要事項

(利用料等)

- 第7条 利用料は、生活費、サービスの提供に要する費用の合算額及び松風園が行う基本 サービス以外の利用者個人の使用に属する電気等の使用料、並びに11月から3月までの 間に限り徴収する暖房費とする。
- 2 利用者は、毎月の利用料を松風園の指定する日までに指定の方法により支払わなければならない。
- 3 前項の利用料のほか、利用者は松風園が行う特別なサービスに要する費用を支払うものとする。

(利用料の額)

第8条 松風園の利用料の額は、生活費及サービスの提供に要する費用については東京都 の定める基準に基づき、理事長が定めるものとする。

第5章 利用者に対するサービス内容

(基本方針)

第9条 松風園は、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況

や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

- 2 松風園の職員は、サービスの提供に当たっては懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又 はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいよう に説明を行わなければならない。
- 3 松風園は、利用者に対するサービス提供にあたり、生命または身体を保護するための 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行って はならない。
- 4 松風園は、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(相談、援助)

第 10 条 利用者又はその家族に対しては、各種相談に応ずるとともに利用者の活動への協力及び居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの活用など、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(居宅サービス等の利用)

第11条 要支援、要介護の認定を受けた利用者は、その心身の状況、置かれている環境等に応じ適切に介護保険に係る居宅サービスを、居宅サービス計画又は介護 予防サービス計画に基づき利用することができる。

(家族との連携)

第12条 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流 等の機会を確保するように努めなければならない。

(居 室)

第13条 松風園が提供する居室は、原則個室とする。その際、選択する階及び居室は、 利用者の希望および心身の状態を鑑み選定することとする。

(食事サービス)

- 第 14 条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものを、適切な時間 に提供するものとする。
- 2 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができる。
- 3 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(入浴)

第 15 条 利用者の入浴については、施設内に設けた入浴設備を 2 日に 1 回以上利用することができる。

- 2 利用者に対する個別の入浴介助は原則として行わないものとする。ただし、介助を必要とする状態となった場合は、松風園は介護保険をはじめ各種の在宅福祉サービスによる入浴介助を受けることができるよう迅速な対応に努める。
- 3 前項の在宅福祉サービスによる入浴介助に必要な費用は、利用者の負担とする。

(緊急時の対応)

- 第 16 条 身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、 昼夜を問わずいつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。
- 2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。
- 3 利用者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、 その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

(協力医療機関等)

- 第 17 条 松風園は、施設で対応しきれない医学的判断・治療を必要とする利用者について 迅速かつ適切に対応するため、協力病院を定めなければならない。
- 2 松風園は、利用者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関を定めるように努めなければならない。

(保健衛生)

- 第18条 利用者の健康管理を確保するため、少なくとも年2回以上の健康診断を行うなど 必要な指導援助を行うものとする。
- 2 利用者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行うものとする。

(年間行事計画)

第19条 松風園は、年間行事計画を作成し、実施するものとする。

(金銭管理代行)

第 20 条「預り金」は、原則、利用者又は保証人管理であるが、やむを得ない事情がある場合は、預り金管理規程に基づき、施設が管理の代行を行うことができる。

(入院期間中の対応)

第21条 利用者に入院の必要が生じた場合、医師の診断により明らかに3か月以内に 退院できる見込みがない場合、又は入院後3か月経過しても医師の診断により退院で きないことが明らかになった場合は、利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な 便宜を供与するものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第22条 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者が

行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき、松風園が代わって行うことが できる。

2 利用者の希望により、要介護認定の申請等の代行業務を行う。

第6章 利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(利用者留意事項)

第23条 園長は、円滑な施設運営を期するため、別に定める「生活のご案内」を利用者に 配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

(外出及び外泊)

第24条 利用者は、外出(短時間のものは除く)又は外泊しようとする時は、その都度、 外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を所定の用紙にて届出るものとする。

(面会及び宿泊)

- 第 25 条 外来者が面会しようとする時は、玄関に備え付けの面会票に記入し、届け出るものとする。宿泊する場合には、事前に届出を提出し、承諾を受けなければならない。
- 2 施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。 面会時に持参した薬は、必ず職員に連絡するものとする。

(衛生保持等)

- 第 26 条 利用者は施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、松風 園に協力するものとする。
- 2 施設長その他の職員及び衛生推進者は、次の各号の実施に努めなければならない。
- (1) 施設や飲用水について衛生管理に努め、また、衛生知識の普及、伝達をはかる
- (2) 原則年2回の全館害虫駆除及び年1回の大掃除
- (3) その他必要なこと

(感染症対策)

- 第 27 条 松風園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて 随意見直すこと
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3ヶ月に 1回開催する
- (3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のため の研修を定期的に (年2回以上) 実施する
- (4) 平時からの備え(備蓄品の確保など)、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関す

る業務継続計画を策定する

(5) その他関係通知の遵守、徹底を行う

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第28条 松風園は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び職員に対する研修(年2回以上)を定期的に行うこと
 - (4) 責任者は、主任ケアワーカーとする
- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに都及び区市町村利用者保証人等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うも のとする。

(施設内の禁止行為)

- 第29条 利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること
 - (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他 人を排撃したりすること
 - (3) 指定した場所以外で火気を用いること
 - (4) 松風園の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
 - (5) 故意又は無断で、施設・設備に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと

(法令の遵守)

第30条 施設長及び職員は、施設の社会的信頼を維持し、適正な業務遂行を行うため、別に定める「浴風会法令遵守推進規程」に基づき、事業の運営実施にあたるものとする。

(秘密の保持)

- 第31条 松風園は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその保証人に関する個人情報 並びに秘密事項については、「浴風会個人情報保護規程」に基づいて取り扱うものと する。
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその保証人の秘密を保持しなければならない。また、 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第32条 松風園は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。) を行わない。
- 2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。
 - (1)利用者又は他の利用者の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
 - (2)他に以外に当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための手段がないこと
 - (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。
- 3 松風園は、身体的拘束等を行う場合は、施設長及び主任生活相談員を含む3名以上で構成する組織体で当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討し、 必要な事項を記録及び保管する。

第7章 契約等

(利用の申込み)

- 第33条 松風園への利用希望者は、利用申込書(別紙様式1)を提出するものとする。
- 2 松風園は、利用申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、利用申込者名簿 に登録しなければならない。

(利用希望者の面接調査)

- 第34条 利用希望者の調査は、利用者本人及び保証人との直接面接により行うものとする。
- 2 前項の調査に当たっては、利用者本人の健康診断書(別紙様式 2)の提出を求め健康 状態を確認するものとする。

(利用の承認等)

第35条 前条の調査の結果、利用を適当と認めた方に対しては、利用を承認する旨を、また、利用を不適当と認めた方に対しては、利用を不適当と認めた旨を、本人宛に通知しなければならない。

(利用契約の締結)

第36条 利用にあたっては、あらかじめ、利用申込者及びその保証人に対し、運営規程、 重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た上で契約を締 結するものとする。

(利用者台帳の整備)

第37条 新たな利用者については、入居時の健康診断を行うとともに、利用者の従来の生活状況、家族状況等必要な事項の聴取を行い、それらの調査結果を利用者台帳に記録整備しなければならない。

(転貸等の禁止)

第38条 利用者は、居室を転貸、又は譲渡もしくは利用者以外の方を同居させることはできない。

(居室の変更)

- 第39条 利用者が次の各号の一に該当するときは居室を変更することができる。
 - (1) 二人部屋の利用者のいずれか一方の契約終了等により一人となったとき
 - (2) 利用者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき
 - (3) 前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき

(利用契約の終了)

- 第40条 利用者が次の各号の一に該当する場合には利用契約を終了とする。
 - (1) 利用者の死亡
 - (2) 利用者から退居届 (別紙様式3) の提出があり、これを受理したとき
 - (3) 次条の規程により利用契約を解除したとき

(利用契約の解除)

- 第41条 施設長は、利用者が次の各号の一に該当すると認めたときは利用契約を解除することができる。
 - (1) 不正またはいつわりの手段によって利用承認をうけたとき
 - (2) 収入申告の申請に当たって虚偽の届け出を行ったとき
 - (3) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき
 - (4) 介護保険サービス及び保健医療福祉サービスを利用してもなお常時介護を必要と し、松風園での生活が著しく困難となったとき等、ケアハウス(介護型)や特別養 護老人ホーム入所対象程度の心身の状況になったとき
 - (5) 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき
 - (6) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回 復をしないとき
 - (7) 金銭管理、各種サービスの利用について利用者自身で判断ができなくなったとき
 - (8) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の利用者に迷惑をかけるなど、松風 園の生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき
- 2 施設長は、契約締結時に契約の解除となる条件について十分説明し、契約を解除する に至った場合、具体的に理由を明示するものとする。

(退居への支援)

第42条 松風園は、利用者の退居に際しては、介護保険施設の情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(利用契約解除時の居室の原状回復)

第 43 条 利用契約の終了及び解除時における居室の原状回復費用は通常の利用に伴う経

年劣化に該当する部分を除き利用者及び保証人負担とする。

第8章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

- 第44条 松風園は、消防法令に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、 災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
- 2 松風園は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計 画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則とし て少なくとも年2回以上は実施するものとする。
- 3 利用者は、防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 松風園の火災通報装置は、煙感知や熱感知の動作によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 5 松風園は、施設は災害に対する対応計画を立て、災害時における関係機関への通報及 び連携体制を整備し職員及び入所者に周知するとともに、定期的(年2回以上)に避難・ 救出その他必要な研修及び訓練を行なうものとする。
- 6 松風園は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 7 松風園は、平常時の対応(必要品の備蓄など)、緊急時の対応、他施設及び地域との 連携に関する業務継続計画を策定する。

第9章 その他運営についての重要事項

(苦情への対応)

- 第45条 利用者又は保証人は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。 その場合松風園は速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善 方法について、利用者又はその保証人に報告するものとする。苦情窓口は、生活相談員 とする。
- 2 松風園において、解決が難しい場合は、浴風会苦情解決委員会に申し立てることがで きるものとする。

(施設・設備の利用等)

- 第46条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。
- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならない。
- 3 施設・設備等の維持管理は、職員が行うものとする。

(重要事項の掲示)

第47条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(職員の質の確保)

- 第48条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 施設は、利用者に対する処遇に直接携わる職員のうち(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(利用者の処遇)

- 第49条 施設は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制 限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録するものとする。
- 3 身体的拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正 化のための研修を定期的に(年2回以上)開催する。また、新規採用時には必ず身体的 拘束等の適正化の研修を実施する。

(虐待の防止)

- 第50条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置 を講ずるものとする。
- 1 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。
- 2 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- 3 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- 5 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

(ハラスメント対策)

第51条 松風園は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性 的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え たものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(葬儀)

第52条 死亡した利用者に葬儀を行う方がいない時は、園長は老人福祉法第11条2項の 規定等により関係区市町村と協議して葬儀を行うものとする。

(第三者評価)

第53条 松風園にかかる第三者評価事業を1年に1回受審するものとし、この結果を「と うきょう福祉ナビゲーション」にて公表するものとする。

第10章 地域社会との連携

(地域社会の連携)

第54条 施設長は、地域社会との連携に努め、利用者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮するものとする。

第11章 事務及び業務処理

(事務及び業務処理)

第55条 松風園の事務処理及び業務運営に当たっては、法令及び浴風会の諸規程等に定められたところに従い適切な処理に努めなければならない。

(備付簿冊)

第 56 条 施設長は、業務の遂行上又は利用者のサービス提供上に必要な別表による簿冊等 を管理保存しなければならない。

(改廃)

第 57 条 この規程を改正、廃止するときは、担当常務理事及び理事長の決裁を経るものと する。

ただし、法人運営に重大な影響があるものは、理事会の議決を経るものとする

附則

この運営規程は、平成20年 6月 1日から施行する。

附則

この運営規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

(法令の遵守追加)

附則

この運営規程は、平成24年 7月 1日から施行する。 (改正に関する手続きの変更)

附則

この運営規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 (目的に関する条文の一部改正)

附則

この運営規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

(職員配置、呼称、預り金に関する条文の一部改正、身体拘束等の禁止の追加)

附則

この運営規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

(家族との連携、年間行事計画、重要事項の掲示、職員の質の確保、利用者の処遇、虐待 の防止、ハラスメント対策の追加)

(運営方針、相談援助、感染症対策、事故発生の防止及び発生時の対応、災害非常時への対応の条文の一部改正)